

観光デジタルプロモーション等支援業務委託仕様書

本仕様書は、「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会（以下「甲」という。）が発注する、専門的知見を活用した栃木県観光デジタルプロモーション等支援業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

観光デジタルプロモーション等支援業務

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等を活用したプロモーションの実施が難しくなっていることから、甲が実施する事業においても、デジタルを活用したプロモーションの比重が高まっている。

そこで、マーケティングの発想に基づき、本県への旅行需要を喚起する上で、最も効果的なデジタルプロモーションのあり方について調査及び検討すること、戦略的にデジタルを活用して効果的かつ効率的なプロモーションを実施することが必要である。

また、これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことで PDCA サイクルを循環・深化させ、より効果的なデジタルプロモーションを展開し、本県への旅行需要の創出を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和3（2021）年4月1日（木）から令和4（2022）年3月31日（木）まで

4 委託業務内容

(1) WEB プロモーション等情報発信方針等策定業務

ア 他都道府県の観光関係の事例や民間企業等のプロモーションの成功事例、乙がこれまでに実施したデジタルプロモーションの知見等に基づき、甲、栃木県、栃木県内各市町の観光主管課等が、デジタルを活用した観光分野におけるプロモーション戦略を立案する際に参考とする方針（以下「方針」という。）を作成する。

イ デジタルプロモーションの実施に当たり、参考とするための手引書（以下「手引書」という。）を作成する。

ウ 方針及び手引書の作成に当たっては、活用可能なデジタルプロモーションの手法や参考となる国内外の事例等を収集し、個々の施策においてデジ

タルプロモーションを実施する際に参考となる内容とし、詳細は甲乙協議の上決定するものとする。

(2) SNS を活用した魅力的な観光コンテンツ発信業務

ア アカウントについて

(ア) 本県観光の魅力を発信するのに最適な SNS（複数）を選定し、アカウントを立ち上げ、運用すること。立ち上げるアカウントについては、乙の提案に基づき、甲乙協議の上決定する。

(イ) アカウントの運用開始後は、アカウントごとに少なくとも週 1 回以上投稿するものとする。

イ コンテンツの投稿について

(ア) 乙がコンテンツの投稿計画を作成し、事前に甲の承認を得ること。

(イ) 承認を得た投稿計画に基づき、乙は投稿内容を作成し、投稿すること。投稿に当たり、関係者との連絡調整、画像収集、申請等は乙が実施すること。

(ウ) 投稿内容については、遅くとも投稿の 3 開庁日前までに甲に確認を依頼することとし、甲の確認が取れたものを投稿すること。ただし、急を要する投稿が必要になった場合にはこの限りではない。

(3) 観光関連デジタルプロモーション施策アドバイザー業務

ア 観光関連デジタルプロモーションに関する提案等

甲が実施するデジタルプロモーション事業のほか、栃木県産業労働観光部観光交流課及び栃木県国際観光推進協議会が実施するデジタルプロモーション事業について、提案・助言・相談対応を行うこと。

なお、令和 3（2021）年度当初予算において実施予定の事業については以下のとおりであるが、今後、補正予算等で予算措置される事業のうち、デジタルプロモーションに関連する事業については、アドバイザー業務の対象に含めること。

ただし、事業名等は今後変更されることがある。

実施主体	事業名
甲	デジタルメディア広告強化事業
	国内誘客 WEB 対策事業
栃木県（産業労働観光部観光交流課）	栃木県スマートワーケーション推進事業
栃木県国際観光推進協議会 （事務局：栃木県産業労働観光部観光交流課）	とちぎ観光デジタルマーケティング事業
	海外 OTA 活用事業
	SNS 多言語情報発信事業

また、上記の事業以外にも、デジタルプロモーションに関連する事業については、打合せ時間の範囲内で、アドバイザーの対象に含めること。

イ ホームページ戦略等に関する提案等

今年度ホームページリニューアルを予定している、「とちぎ旅ネット (<https://www.tochigiji.or.jp/>)」と、(2) SNS を活用した魅力的な観光コンテンツ発信業務で立ち上げる SNS の連携をはじめとした、ホームページ戦略等についても提案・助言及び打合せへの同席等を行うこと。

ウ 従事時間等

本業務に係る打合せは、契約期間内に 210 時間以上実施するものとし、上記時間数には 6 (1) に規定する進捗状況報告のための打合せは含まない。

(4) WEB プロモーション等効果分析等業務

ア 効果分析及び改善提案等

(3) 観光関連施策アドバイザー業務の対象事業について、甲の求めに応じ、遅滞なく効果分析及び改善提案等（以下、「効果分析等」という。）を実施し、甲等の効果的な施策立案及び事業遂行に貢献すること。

イ 効果分析等の内容等

効果分析等の内容及び期日については、都度甲乙協議して決定する。効果分析等の時期は 7 月から 9 月まで及び 1 月から 3 月までを中心に実施することとするが、必要に応じてそれ以外の期間も実施すること。

ウ 効果分析に必要なデータ

効果分析等に必要となるデータは、別途各事業担当者から提供するものとする。

5 業務の履行場所及び実施方法

(1) 業務の履行場所

業務の履行場所は甲の指定する場所とする。ただし、円滑な業務遂行のため、業務内容によって甲と乙の協議により調整を行うものとする。

なお、今般の状況を踏まえ、打合せはオンラインを基本とするが、必要に応じて、対面での打合せを実施すること。

(2) 専任担当者の設置

ア 委託業務の開始から終了までの間、調査経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、本業務の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。

イ 甲と乙の打合せの際には、原則として専任担当者が出席することとするが、やむをえず専任担当者が出席できない場合は、事前に甲に連絡の上で代理の者を出席させることができるものとする。

なお、本規定は、打合せに専任担当者以外の者が出席することを拒むものではない。

6 業務の報告、成果品等

(1) 進捗状況報告

乙は、業務の進捗状況について、月1回以上ミーティングを実施すること。進捗状況について遅れが見込まれる場合には、ミーティングの際にリカバリー案を示すこと。

(2) 成果物の提出

ア 本業務の成果物として、(3)に示すものを作成し、それぞれ別途指定する日までに納品すること。

イ 報告書は、日本工業規格A4判とし、その内容については、甲と事前に十分調整した上で作成すること。

ウ 電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で、納品すること。

また、納品物がウイルスに感染していることにより、甲又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復、その他賠償等について対応すること。

エ 報告書作成に当たっては、グラフ、表及び写真の活用により視覚的に見やすく、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

オ 「Microsoft Office 2016」で利用可能な保存形式によって提出すること。

カ 報告書・概要版・参考資料はともに日本工業規格A4判で簡易製本、図面・グラフ等は原則カラー印刷とする。

(3) 成果物の種類

ア 方針

- ・冊子 100部
- ・電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1式

イ 手引書

- ・冊子 100部
- ・電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1式

ウ 参考資料（調査過程で収集・作成・整理した図表、グラフ、写真等）

- ・冊子 5部
- ・電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1式

エ 分析に使用したデータ

- ・電子データを記録したCD-R又はDVD-R 1式

オ SNS投稿に係る報告書

- ・電子データを記録した CD-R 又は DVD-R 1 式

7 納入場所及び検査

(1) 納入場所

「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会

(事務局：栃木県産業労働観光部観光交流課観光プロモーション班)

- (2) 乙は、委託業務完了後、成果物及び「実施報告書」(様式任意)を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- (3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

8 委託料の支払

委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

9 その他

- (1) 著作権をはじめ、本業務で作成した成果物等における一切の権利は、甲及び栃木県に帰属する。成果物に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。なお、これらの手続きを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、乙は、その一切の責任を負うこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと(委託契約期間終了後も同様とする)。
- (3) 甲は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (4) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (5) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (6) 乙は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。
- (7) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、業務を進めるものとする。